

令和 7 年 5 月 2 1 日
地 域 行 政 部
マイナンバー担当課

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

マイナンバー制度では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定める事務に加え、地方公共団体が条例で定める事務（以下、「独自利用事務」という。）においても個人番号を利用することができる。

この度、申請時の添付書類の省略による区民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、新たに独自利用事務を追加する必要があることから、条例改正案を令和 7 年第 2 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

下記のとおり、独自利用事務とその事務で利用する特定個人情報を追加する。

これにより、他の行政機関への情報照会が可能となり、申請時に住民税額や住民登録地等を証明する書類の添付が不要になる。

事務名	特定個人情報
心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務	市区町村民税に関する情報
	住民票に関する情報
	生活保護に関する情報

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別表第1（第4条関係）

機関	事務
区長	1～24 略
	<u>25 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	以下、略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
区長	1～24 略
	<u>(新設)</u>
	以下、略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
区長	1～29 略	
	<u>30 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
区長	1～29 略	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(新設)</u>
		<u>(新設)</u>